

○後志広域連合副広域連合長の給与に関する条例

〔平成19年6月8日〕
条例第24号

改正 平成27年3月3日条例第1号

改正 令和7年2月27日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、副広域連合長の給料、旅費等及びその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 副広域連合長の給料は、月額300,000円とする。

2 副広域連合長に就任し、又は退任した月の給料は、就任あった場合にあっては日割により、退任にあっては全額を支給する。

(旅費)

第3条 副広域連合長が公務のため旅行し、又は赴任した場合には、旅費を支給する。

2 前項の旅費は、後志広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年後志広域連合条例第5号）の例による。

(期末手当)

第4条 副広域連合長の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する副広域連合長に対して、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの日前において、その日に最も近い日で土曜日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職又は死亡によりその職を離れたときも同様とする。

2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の115を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡によりその職を離れた日現在）において副広域連合長が受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

(寒冷地手当)

第5条 副広域連合長に寒冷地手当を支給する。

2 前項の寒冷地手当は、後志広域連合職員の給与に関する条例（平成19年後志広域連合条例第26号）の例による。

(通勤手当)

第6条 副広域連合長に対しては、通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当は、後志広域連合職員の給与に関する条例（平成19年後志広域連合条例第26号）の例による。

(支給方法)

第7条 この条例の規定による給与の支給方法については、この条例に定めのあるもののほか、後志広域連合職員の給与に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第3号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。